食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会 取りまとめの概要

【検討の背景】

- これまで、我が国の食品用器具及び容器包装の規制は、国が規格基準を定めた物質についての使用制限(ネガティブリスト制度)等と、業界団体の自主管理等の取組によって、安全性の確保が図られてきた。
- しかしながら、現在のネガティブリスト制度による規制では、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別に規格基準を定めない限り、直ちに規制することができない。
 - * 欧米では、安全性を評価し、使用が認められた物質以外は使用を原則禁止するという仕組み(ポジティブリスト制度)が導入されている。
- 近年の製品の多様化・輸入品の増加等や、国際的な整合性を踏まえ、新たな制度設計の検討が必要であることから、検討会において議論を行うこととした。
- 〇 検討会では関係者のヒアリング等を行いつつ、議論を行い、これまでの議論 について、取りまとめとして整理をした。

【制度のあり方】

- 1 日指すべき方向性
 - 業界団体の非会員も含めた共通ルールの必要性と、国際的な整合性を図る必要性があることから、リスクを評価し、使用を認めることとした物質以外は原則使用を禁止する制度(ポジティブリスト制度)を基本とする。

2 具体的な枠組み

(1)制度の対象となる材質:合成樹脂

※金属・紙等の合成樹脂以外の材質は、引き続き必要性や優先度を検討。

- (2) リスク管理の方法等
- 制度の対象となる物質の範囲、リスク管理の方法: 国内や諸外国の状況を踏まえ引き続き検討
- 制度の対象範囲:食品接触部分

※多層品の食品接触部分以外の層については溶出・浸出し食品に混和するおそれがある場合は対象

- 〇 リスク評価:合理的で科学的な、かつ国際的な整合性を考慮した手法の早 急な確立が必要
- 〇 その他:

既存物質は、一定の要件を満たす場合には、引き続き使用可 重金属等の毒性が顕著な物質、不純物等は、これまでと同じリスク管理 方法を維持

- (3) 事業者間の情報伝達
- 器具及び容器包装の製造事業者: ポジティブリストに適合した原材料であることを確認(製造管理の一環)
- 〇 原材料の製造事業者:

器具及び容器包装の製造事業者の求めに応じ、適切な情報を提供

公 器具及び容器包装の販売事業者・食品製造事業者:器具及び容器包装の製造事業者から販売事業者等に対し、必要な情報を提供

(4) 適正な製造管理

- 〇 器具及び容器包装の製造事業者に適正な製造管理(GMP)を行うことを制度として位置付け
- (5) 事業者の把握・地方自治体の監視指導
- 器具及び容器包装の製造事業者の把握のため、届出等の仕組みを検討
- 監視指導については、まずは、事業者の把握、製造管理の状況の把握等を 行うことが必要